

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 判例・通達徹底攻略2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 12 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 5 月 11 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 121	◆求職者等の個人情報 の取扱い (職業安定法 5 条の 4)	①公共職業安定所等は、 それぞれ、～	①公共職業安定所、特定地 方公共団体、職業紹介事業 者及び求人者、労働者の募 集を行う者及び募集受託 者並びに労働者供給事業 者及び労働者供給を受け ようとする者(「公共職業 安定所等」という。)は、 それぞれ、～	5/11
p 137	◆加給年金額の 加算要件(法 44 条 1 項) 囲み 3～4 行目	中高齢の期間短縮措置に 該当する者	中高齢者の特例に該当す る者	5/11